

## 令和8年度定時総会議事録

1. 招集日時 令和8年5月29日(金)午後1時30分
2. 招集場所 米子コンベンションセンター・小ホール(米子市末広町294番地)
3. 出席した理事(11名)及び監事(2名)

理事長(代表理事)	亀岡 吉郎			
副理事長(代表理事)	伊藤 正之			
専務理事	先瀬 匡			
理事	岩川信一郎	河上 丈二	神庭 智恵子	近藤 均
	崎谷 誠二	塚田 容子	本池 実	矢野 孝志
監事	有馬 康恵	吉津 秀樹		
4. 欠席した理事(2名)

理事	増田 廣利	松岡 勉
----	-------	------
5. 議事録の作成に係る職務を行った理事  
専務理事 先瀬 匡
6. 議事録署名人

議長	河上 丈二		
理事長(代表理事)	亀岡 吉郎	副理事長(代表理事)	伊藤 正之
7. 会議の概要

### (1)開会 午後1時30分

令和7年度定時総会以降の会員物故者2名に対する黙祷  
(廣江 正 様、大江 孝憲 様)

### (2)会員表彰

当シルバー人材センター表彰規程第5条第2号の規定により、センターの会員として20年以上在籍し、センター事業の活動に貢献された会員7名のうち出席した受賞者に表彰状を伝達した。

また、センターの会員として10年以上在籍し、センター事業の活動に貢献された会員19名のうち、出席した受賞者に表彰状を伝達した。

### (3)理事長あいさつ

ただいま、ご紹介をいただきました米子広域シルバー人材センター理事長の亀岡でございます。

本日は、会員の皆様におかれましては、定時総会のご案内をいたしましたところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、本日は、公務でご多用のところ、米子市長 伊木隆司様、米子市議会議長岡田啓介様、日吉津村長 中田達彦様、日吉津村議会議長 山路 有様、及び、米子公共職業安定所長 小谷久美子様のご臨席を賜りました。日頃から、当センターへのご支援・ご協力をいただいておりますことに対しまして、本席をおかりし厚く御礼申し上げますとともに、今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、先程、黙祷を捧げた2名の会員の皆様に対しまして、そのご功績をたたえますとともに、謹んで故人のご冥福をお祈りいたします。

また、只今、表彰を受けられました26名の会員の皆様に対しまして、永年のご功績に敬意を表しますとともに、今後のご多幸とご健勝を心からお祈り申し上げます。

さて、当センターは高齢者の臨時的・短期的な就業と雇用の促進を図るため、個人・家庭をはじめ各種団体・企業あるいは公共から多様な就業機会を確保し提供しておりますが、社会経済情勢の変化により依然として会員数や受注件数が減少するなど様々な影響が続いております。

とりわけ、会員数の減少により請負・派遣業務に一部支障を来している状況が見受けられ、センター事務局と会員が一体となった組織的な会員入会活動の取り組みや就業機会の早期提供などによる会員拡大を最重要課題として取り組んでまいります。また、「安全はすべてに優先する」を大前提に、安全・適正就業の周知徹底に取り組んでまいります。

本年度は、更に当センターに対する地域の期待に応えていくため、これまでの実績と経験を基にして、地域から更に愛され信頼されるセンターを目指して、役職員共々なお一層の努力を重ねてまいりたいと存じますので、会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様にご理解とご協力を賜りましたことに、改めまして感謝申し上げますとともに、米子市・日吉津村をはじめ関係機関のご支援とご指導のもと、引き続き各種施策に取り組んでまいりたいと存じますので、今後の当センターの発展に向け、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます、定時総会の開会のご挨拶といたします。

#### (4)来賓祝辞・紹介

- ①米子市長 伊木隆司 氏
- ②米子市議会議長 岡田 啓介 氏
- ③日吉津村長 中田達彦 氏
- ④日吉津村議会議長 山路 有 氏
- ⑤(紹介)米子公共職業安定所長 小谷久美子 氏
- ⑥祝文披露 経済通産大臣 衆議院議員 赤沢 亮正 氏

## (5)議事

### ①議長選出

あらかじめ、予定されていた議長候補者の淀江班の河上 丈二 氏が議長に選出された。

### ②定足数報告

総会の定足数は、定款第18条に「総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない」と規定しています。

本日、5月29日現在で、正会員483名、特別会員1名、会員合計が484名ですので、その過半数の243名以上の出席者があれば、総会が成立することになります。

本日の会場出席者数42名、委任状による出席者数321名、出席者合計が363名です。よって、本定時総会は成立している旨、先灘事務局長が報告した。

### ③議事録署名人報告

議長 河上 丈二、理事長 亀岡 吉郎、副理事長 伊藤正之

### ④議事の概要

事前に配布された令和8年度定時総会議案書に基づき、事務局からの説明と質疑応答が行われた。

## 第1号報告 令和7年度収支補正予算書(通年)について

○河上議長 それでは、これより報告事項、「第1号報告 令和7年度収支補正予算書(通年)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○先灘事務局長 第1号報告 令和7年度収支補正予算書(通年)については、定款第42条第1項の規定により、総会に報告するものです。

その内容については、全て令和7年度の実績見込みにより補正したもので、経常収益については、労働者派遣事業等受託収益を45万円の増額補正を、経常費用についても人件費を中心に同額を補正したものです。説明は以上です。

○河上議長 説明は終わりました。

それでは、本件について、質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

○河上議長 別にございませぬので、第1号報告については、終了いたします。

## 第1号議案 定款の一部改正について

次に、「第1号議案 定款の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○先灘事務局長 第1号議案 定款の一部改正については、定款第13条第1項第4号及び第46条第1項の規定により、総会の決議を求めるものです。

公益法人会計基準の改正等に伴い、関係する条文等の整備を行おうとするものです。この定款は、令和8年6月1日から施行することとする。ただし、第13条第5号、第25号第2号、第43条第1項第4号及び第5号並びに第45条は、令和10年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

○河上議長 説明は終わりました。

それでは、本件について、質疑に入ります。

質疑がある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

○河上議長 別にございませぬので、質疑を終結いたします。

これより、本件について、採決いたします。

本件については、定款の変更になりますので、定款第46条の規定により、正会員及び特別会員の議決権の総数484の3分の2以上となる323以上の賛成をもって可決となります。

なお、本日の会場出席者数は42名、委任状による出席者数は321名、出席者合計は363名です。

それでは、本件について、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

○河上議長 賛成多数であります。

よって、本件については、原案のとおり可決いたします。

## 第2号議案 令和7年度事業報告書及び収支決算書について

○河上議長 次に、「第2号議案 令和7年度事業報告書及び収支決算書について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○先灘事務局長 第2号議案 令和7年度事業報告書及び収支決算書については、定款第43条第1項の規定により、総会に報告し承認を求めるものです。

まず、事業報告書についてですが、1概況については、安全就業の周知徹底に取組み、効率的な財政運営に努め、また、シルバー事業(請負・準委任)における契約方法の変更に係る利用規約等の調整・協議を行い、新契約にスムーズに移行できるよう

準備を進め、令和8年4月1日から、シルバー事業の請負・準委任の形態で仕事を引き受ける場合の契約方法を、発注者と会員の間で直接的な契約関係が生じるようにする三者間の包括的契約に見直すことを決定しました。

次に、2 令和7年度事業の基本目標達成状況については、正会員は目標未達成となりました。次に、受託事業(請負)については、全て未達成となりましたが、派遣事業については、企業等の人手不足等により新規発注増により目標を達成しました。

次に、3 令和7年度重点項目・事業実施計画の実施内容についてですが、(1) 会員の拡大の取組みについては、退会者数は前年度と比較し3人増加し71人、入会者数は前年度と比較し7人減少し57人となり、今年度末の会員数は、前年度末の519人から14人減少し505人となった。また、会員登録年齢が75.6歳、新規入会者の年齢が71.5歳となり、当センターの会員の高齢化がさらに進みました。次に、センター事務局と会員が一体となった組織的な会員入会活動の取組みとして、毎年、会員の紹介による会員紹介制度により入会申込みが13人ありました。

次に、年齢別・男女別会員登録状況については、会員の平均年齢が75.6歳で、男性については76歳になっている状況です。60歳以上の人口に対する会員の割合となる粗入会率は0.96%と1%に満たない状況です。次に、退会理由のうち、「就業機会がない」、「センターに対する不満」など、センターの責めによる退会者数が前年度の6人から15人に増加したため、引き続きその強化に努めたい。

次に、(3) 安全・適正就業の更なる推進については、7年度の事故件数が、傷害事故7件、賠償事故1件、労災事故1件となりました。傷害事故については、不注意による事故が多く発生しました。作業中だけではなく行き帰りの注意をいただくよう注意喚起しました。

次に、職群別・発注者別事業実績については、受注件数が令和6年度の3,838件から令和7年度は445件減って3,393件となりました。また、就業延人数も減少しました。ただ、契約金額については受注件数の減少と比較し減少幅が少なくなっています。また、公共事業の契約金額は140万円余り増加しています。その一方、一般企業、個人・家庭については、減少しています。次に、派遣事業の契約金額は、前年度と比較し5%程度増加しています。また、受託と派遣事業の合計は、請負は減りましたが派遣が増えたため、合計の契約金額は増加しています。

次に、(5) シルバー事業の事務改善・効率化の取組みとして、受託先別事業実績から見て、公共からの受注実績はセンター全体の契約金額の8.4%と前年度と比較し1%増加したが、他のセンターと比較し依然として低い水準である。米子市及び日吉津村に対し新たに事業を始める際には、受注先の一つに加えていただくよう要望活動を行い、今年度の公共部門の契約金額は前年度と比較し11.1%増加した。

次に、(8) シルバー事業(請負・委任)における契約方法の変更の円滑な移行の取組みについては、三者間の包括的契約に見直すことを決定し、順調に進んでいます。

令和6年11月1日にフリーランス法が施行され、発注者から受託した仕事を会員に

再委託する二段階の契約方式を見直すことになりました。発注者と会員との間に直接的な契約関係を形成するため、令和8年4月1日から、センターが発注者と会員との調整を行う、三者(センター・発注者・会員)間の包括的契約に移行しました。

また、新契約方式に移行すると、会員とセンターの関係は、会員の皆様に対価を支払うことは、これまでどおりとなり、作業中に負傷した場合又は物損事故を起こした場合における補償も従来どおり実施します。また、新契約方式に移行しても、会員の皆様が業務を引き受け、対価を受け取るまでの手続きは変わらないため、何ら影響はありません。さらに、従来の契約方法においては、会員の皆様に支払う対価を「配分金」と言っていたのですが、新契約方式では、「会員業務委託料」ということになり、明細書には「配分金等」と表示されることとなります。

次に、4 令和7年度理事会の開催状況については、4回開催し、決議事項は議案書のとおりです。

次に、5 規約・規程の制定状況については、3件制定しており、うち2件は新契約方式に関するもので、もう1件はハラスメントの防止に関する規程になります。

ハラスメントの防止に関する規程は、センターの職場及び就業場所におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント及び育児・介護休業等に関するハラスメント、その他のハラスメントを防止し、職場及び就業場所の健全な環境を確保するため、役員若しくは職員又は会員(以下「役職員等」という。)が遵守すべき事項など必要な事項を定めることを目的としています。

次に、役職員等の責務を掲げ、ハラスメントを防止するため、パワーハラスメントなどの具体的禁止行為を列記しています。

次に、苦情相談に対し適切かつ効果的に対応するため、ハラスメント苦情相談処理委員会を設置することができることとし、その処理を依頼された事案について、その対応として必要な措置を審議するものとしています。

次に、ハラスメントの対応措置として、まず、理事長は、ハラスメントの被害者に対して、可能な限り最善の救済を与えるよう努めるものとするとしています。また、職員によるハラスメントの事実が確認された場合は、必要に応じ、懲戒審査委員会に諮問の上、懲戒処分を行うこととしています。また、会員によるハラスメントの事実が確認された場合は、必要に応じ、センター適正就業調整委員会の承認を経て就業の中止などの措置を講ずるものとしています。

次に、6 規程・規則等の改正状況については、9件の一部改正がありますが、そのうち、(4) 表彰規程の一部改正については、この表彰の「基準日以前3年間において就業実績があった」を削除し、「センター事業の活動に貢献した」としました。次に、(5) 慶弔規程の一部改正については、センターの会員の死亡による弔意の範囲については、就業の状況に関係なく全ての会員を範囲として弔意を表すものであり、「死亡のときから過去1年間、就業のない者は除く。」を削除しました。次に、(7) 旅費規程の一部改正については、その他の交通費として、自家用自動車を利用した場合、1

キロメートル当たり15円を支給することとしました。

次に、7 その他については、(2) 理事長の解職については、10月8日に開催された第3回理事会において松岡理事長を解職し、(3) 理事長及び副理事長の選定については、10月8日に開催された第3回理事会において解職された松岡理事長の後任に亀岡吉郎副理事長が理事長に選定され、3月23日に開催された第4回理事会において、空席となっていた副理事長に伊藤正之理事が選定されました。次に、(4) 役員等賠償責任保険に加入しました。内容については昨年と同様です。次に、(5) 米子労働基準監督署是正勧告として、本年3月12日に米子労働基準監督署・労働基準監督官から労働安全衛生法第66条の8の3(労働安全衛生規則第52条の7の3)の規定に基づき、客観的なパーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録(以下「ログ記録」という。)により職員の労働時間の状況を正確に把握できていない旨、指摘を受け、ログ記録と出勤簿を併用して職員の労働時間を正確に把握し、勤怠管理を適正に行うこととした。また、それに伴い、休日勤務手当及び時間外勤務手当の不足分について、過去3年に遡り該当する職員に合計約29万円支給しました。次に、(6) 最低賃金の改定に伴う配分金等見積基準単価の改定については、令和7年10月4日から鳥取県最低賃金の時間額が957円から1,030円(7.63%増)に改定されたことに伴い、現行の960円から1,030円に改定しました。

次に、(2) 収支決算書については、まず、貸借対照表については、2. 固定資産のうち(1)退職給付引当資産として107万6,385円を退職に対する引当資産として積み立てました。そしてそれと同額を、Ⅱ負債の部、2. 固定負債の退職給付引当金で計上しています。また、財政運営資金積立資産について、昨年8月に定期預金400万円を解約して普通預金に入れ、運転資金に充てることとしました。これにより今年度の残が200万円となりました。

次に、正味財産増減計算書について、経常収益が2億306万8,280円となります。主なものとしては、受取配分金、受取事務費、労働者派遣事業等受託収益が減額となっています。派遣事業受託収益については、契約金額は増額したけれども連合会の事情により減額となりました。受取補助金については、国庫補助の基準の改定があり減額となりました。

次に、経常費用については、職員の退職により給料手当が減額した一方、退職給付費用として退職手当に積み立てました。また、租税公課の増加については、消費税の増加分となります。経常費用の合計は2億314万861円となり、当期経常増減額は、当初の年度末見込みでは少し余裕があり退職積立をしましたが、派遣手数料の減額や時間外勤務手当等を3年間遡り支出するなどイレギュラーなことが発生したため、マイナス7万2,581円となりました。次に、財産目録については、貸借対照表を場所・物量等、使用目的等を詳しく記載したものです。

以上が収支決算書関係の説明です。

○河上議長 説明は終わりました。

次に、有馬監事より監査報告をお願いいたします。

○有馬監事 それでは、監査報告をいたします。監事の有馬でございます。

私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容、各監事は、理事及び当センター事務局職員と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び当センター事務局職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の意見として、事業報告等の監査結果、①事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。②理事の職務の執行に関する不適切な行為及び法令等に違反する事実が一部認められました。

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上、監査報告を終わります。

○河上議長 監査報告は終わりました。

それでは、本件について、質疑に入ります。

質疑がある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

○河上議長 別にございませぬので、質疑を終結いたします。

これより、本件について、採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませぬか。

(異議なし)

○河上議長 御異議ございませぬので、本件については、原案のとおり可決いたします。

### 第3号議案 役員の選任及び任期について

○河上議長 次に、「第3号議案 役員の選任及び任期について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○先灘事務局長 第3号議案 役員の選任及び任期については、別表役員候補者の

辻敏郎氏と足立泰司氏について、定款第23条第1項の規定により選任を求めるものです。辻敏郎氏は、現社会福祉法人米子市社会福祉協議会会長で、理事及び監事候補者選考要綱第2条の2第5項の規定による関係団体の社会福祉法人米子市社会福祉協議会に所属する方です。また、足立泰司氏は、現米子市福祉保健部長で、理事及び監事候補者選考要綱第2条の2第5項の規定による関係団体の米子市に所属する方です。

併せて、辻敏郎理事候補者の任期について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第66条ただし書きの規定により、令和9年度定時総会終結時までの任期とすることについて、決議を求めるものです。なお、足立泰司氏の任期は、前任者の残任期間、令和9年度定時総会終結時までとなります。

○河上議長 説明は終わりました。

それでは、本件について、質疑に入ります。

質疑がある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

○河上議長 別にございませぬので、質疑を終結いたします。

これより、本件について、総会運営規則第15条第2項ただし書きの規定により、理事候補者ごとに順次採決いたします。

初めに、辻敏郎氏を理事に選任し、任期を令和9年度定時総会終結時までとすることについて、御異議ございませぬか。

(異議なし)

○河上議長 御異議ございませぬので、辻敏郎氏を理事に選任し、任期を令和9年度定時総会終結時までとすることについて、可決いたします。

次に、足立泰司氏を理事に選任することについて、御異議ございませぬか。

(異議なし)

○河上議長 御異議ございませぬので、足立泰司氏を理事に選任することについて、可決いたします。

#### 第4号議案 理事の解任について

○河上議長 次に、「第4号議案 理事の解任について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○先灘事務局長 第4号議案 理事の解任については、定款第27条の規定により、次の理事を解任するため、総会の決議を求めるものです。

まず、1 解任する理事は松岡勉です。次に、2 解任する理由は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第2項第2号の規定による理事の職務執行の監督の結果、次のとおり、法人法第83条の規定による理事の「忠実義務」違反に該当する事実等があり、職務執行が不適切であると判断したためです。

1 センター事務局職員2名に対し脅迫等により退職を強要したこと。次に、2 個人情報保護法及びセンター個人情報適正管理規程に規定する個人情報の利用目的外の利用等をしたこと。次に、3 事務局職員の健全な職場環境が確保できない状況となり、センター及び事務局が機能不全に陥るおそれがあったことによるもので、公益法人として許容できるものではありません。説明は以上です。

○河上議長 説明は終わりました。

それでは、本件について、質疑に入ります。

質疑がある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

○河上議長 別にございませぬので、質疑を終結いたします。

これより、本件について、採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませぬか。

(異議なし)

○河上議長 御異議ございませぬので、本件については、原案のとおり可決いたします。

## 第2号報告 令和8年度事業計画書及び収支予算書について

○河上議長 議事の最後に、(6)報告事項、「第2号報告 令和8年度事業計画書及び収支予算書について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○先灘事務局長 第2号報告 令和8年度事業計画書及び収支予算書については、定款第42条第1項の規定により総会に報告するものです。

まず、事業計画書について、I、基本方針については、会員の拡大については、会員は組織の基盤であり、安定した持続可能な事業運営の根幹であることから、最重要課題として位置づけセンター事務局と会員が一体となった組織的な会員入会活動に取り組む必要があります。また、就業機会の開拓、マッチング機能の強化などにより、新たな就業機会の創出を図ります。さらに、会員の高年齢化、重篤事故の発生状況を踏まえ、「安全はすべてに優先する」を大前提に、安全就業の徹底に向けた取組みの強化を図り傷害・賠償事故の撲滅を図ります。

次に、令和8年度事業の基本目標については、令和7年度実績見込みにより設定しました。

次に、II 事業実施計画、1. 会員の拡大の取組みについては、センター事務局と会員が一体となった組織的な会員入会活動に取り組めます。次に、3. 安全・適正就業の更なる推進として、発注者や第三者に危害・損害等を与える損害賠償事故が発生しているということは、シルバー事業の信用の失墜にもつながりかねないことから、安全・適正就業を更に推進します。また、「安全はすべてに優先する」を大前提に、安全・適正就業の周知徹底を行い傷害・賠償事故の撲滅を図ります。次に、6. 地域班、

職能班などの組織活動として、地域班活動が低迷していることにより、その今後のあり方について検討していくこととしています。次に、7.センターの適正な運営、(2)適正な事務執行体制の確立として、経営体質強化の観点から、シルバー事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、外部環境の変化に対応できるだけの経営手腕の確立のため、センター職員の経営マインドの養成に努めます。次に、8.シルバー事業(請負・委任)における契約方法の変更の円滑な移行の取組み、厚生労働省から示された方針に基づき、発注者と会員との間に直接的な契約関係を形成するため、令和8年4月1日からセンターが発注者と会員との調整を行い、三者(センター・発注者・会員)間の包括的契約の円滑な移行に取り組みます。

次に、収支予算書について説明します。

まず、シルバー事業新契約移行に伴い、受託事業収益の受取配分金、受取材料費等及び受取事務費が廃止され、包括的契約に係る収益の受取センター業務委託料及び受取材料費等が新設されます。現行の事務費がセンター業務委託料となります。次に、シルバークラブ指定管理収益は、令和8年度から5年間新たに指定管理者の指定を受け、指定管理料が100万円に増額されました。次に、受取補助金等については、国の補助基準の変更等により32万円の減額となります。令和8年度の経常収益の合計額は6,754万3千円となり、前年度と比較し1億3,900万円余りの減額となります。これは受取配分金がシルバー事業新契約移行に伴いセンターの経常収益にならなくなったためです。

次に、経常費用ですが、シルバー事業新契約移行に伴い、支払配分金と支払材料費等が廃止となり、包括的契約の支払材料費等を新設しました。事業費、管理費とも、令和7年度の実績見込みと令和8年度に発生する経常費用を見込んで計上しています。人件費については職員の採用動向を見て計上しています。経常費用の合計額は、6,754万3千円となり、前年度と比較し1億3,900万円余りの減額となります。これは支払配分金がシルバー事業新契約移行に伴いセンターの経常費用にならなくなるためです。

次に、令和8年度収支予算書内訳表については、公益目的事業と法人会計を分けた内訳表ですので、内容は、収支予算書と同様ですので、割愛させていただきます。

次に、収支予算書、損益ベースに係る注記については、4.債務負担額は自動車、パソコン、コピー機等のリース料の後年度負担額です。それ以外は前年度と同様です。

説明は以上です。

○河上議長 説明は終わりました。

本件について、質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

○河上議長 別にございませぬので、第2号報告については、終了いたします。

以上で、すべての議事が終了いたしました。

皆様ご協力、誠にありがとうございました。

これもちまして、令和8年度定時総会を閉会いたします。

(6) 閉会 午後3時22分

公益社団法人米子広域シルバー人材センター定款第21条第2項の規定により、  
記名押印する。

令和8年6月5日

議 長

河 上 丈 二

理 事 長(代表理事)

亀 岡 吉 郎

副理事長(代表理事)

伊 藤 正 之